

こんな違反が反則金の対象です。(反則行為の例)

携帯電話使用等(保持)
12,000円

道路交通法第71条第5号の5
運転中は、携帯電話等を持って通話したり、画面を注視しないようにしましょう

遮断踏切立入り
7,000円

道路交通法第33条第2項
踏切の遮断機が閉じようとしているときや警報機が鳴っている間は、入らないようにしましょう

通行区分違反(歩道通行)
6,000円

道路交通法第17条第1項
自転車は車道通行しましょう。歩道通行は例外です。

車道の右側通行
6,000円

道路交通法第17条第4項 第18条第1項
車道の左側端を走りましょう

信号無視(赤色等)
6,000円

道路交通法第7条
青信号で渡りましょう

無灯火
5,000円

道路交通法第52条第1項
夜間はライトをつけましょう

通行禁止違反(進入禁止) | **通行禁止違反(一方通行)**
5,000円

道路交通法第8条第1項
逆走などせず標識に従いましょう

一時不停止
5,000円

道路交通法第43条
一時停止しましょう

ブレーキ不備等
5,000円

道路交通法第63条の9第1項
正常にブレーキが作動する自転車を運転しましょう

傘さし運転 | **イヤホン運転**
5,000円

道路交通法第71条第6号
傘さし運転、イヤホン運転はやめましょう

歩道徐行等義務違反
3,000円

道路交通法第63条の4第2項
歩道を通行できる場合でも安全な速度で通行し、歩行者を優先しましょう

交差点右左折方法違反
3,000円

道路交通法第34条第3項
右折するときは二段階右折をしましょう

並進
3,000円

道路交通法第19条
縦一列で走りましょう

二人乗り(軽車両乗車積載制限違反)
3,000円

道路交通法第57条第2項
二人乗りはやめましょう

酒酔い運転 (重大違反)
5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

飲酒運転絶対禁止。反則行為の対象とならず刑事手続の対象となります。

交通事故につながる危険な運転行為や、警察官の警告に従わず違反行為を継続するなどの悪質・危険な行為が、自転車の交通違反の取締り対象となります。
また、飲酒運転や妨害運転等の重大な違反については、これまでと同様に交通切符(赤切符)などの刑事手続きにより処理されます。